

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）からの委任を受け、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給の申請及び受領（以下「申請・受領委任払い」という。）を行う事業者の登録等に関し、必要なことを定めるものとする。

(登録の申請等)

第2条 法第45条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行う事業者（以下「施工事業者」という。）であって、この要綱に基づき居宅要介護被保険者等から委任を受けて住宅改修費の支給申請及び受領をするために市長の登録（以下「事業者登録」という。）を受けようとする者は、介護保険住宅改修費申請・受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をした施工事業者は、市が行う住宅改修費の支給申請及び受領に関する説明会兼住宅改修に関する研修会に出席しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者可否決定通知書（第2号様式。以下「登録決定通知書」という。）により、当該申請した者に通知する。

4 市長は、前項の規定により登録決定された施工事業者（以下「登録事業者」という。）について、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱事業者登録簿（以下「登録簿」という。）への登録を行い、居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に対し、当該登録事業者に係る情報提供を行う。

(登録の有効期間)

第3条 事業者登録の有効期間は、前条第3項の登録決定通知書の登録決定日の属する月の翌月初日を有効期間開始日とし、次の各号に掲げる日を有効期間満了日とする。

- (1) 有効期間開始日が属する年度を西暦で表示したときに、その年度が偶数である場合
有効期間開始日が属する年度の翌年度末日
- (2) 有効期間開始日が属する年度を西暦で表示したときに、その年度が奇数である場合
有効期間開始日が属する年度の翌々年度末日

(登録の更新)

第4条 市長は、登録事業者が事業者登録の有効期間の満了する前に、市が行う登録更新説明会兼研修会（以下「更新説明会等」という。）に出席したときは、事業者登録を更新することができる。

2 前項の規定により更新された事業者登録の有効期間は、同項の更新説明会等に出席した日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

(登録事業者の責務)

第5条 第2条第4項の規定による登録簿に登録された登録事業者は、関係法令並びに本要綱に定められた内容等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うように努めなければならない。

2 登録事業者は、市が主催する住宅改修に関する研修会を受講しなければならない。

(変更の届出)

第6条 登録事業者は、第2条第1項に規定する申請の内容に変更があるときは、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者に係る変更届出書（第3号様式）により届出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の施工又は申請・受領委任払いの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者（廃止・休止・再開）届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が不正の手段により事業者登録をしたとき。
- (2) 登録事業者がする住宅改修費申請・受領委任払いに係る請求に関し、不正があったとき。
- (3) 居宅要介護被保険者等が求めるにも関わらず、正当な理由なく申請・受領委任払いを拒否したとき。
- (4) 登録事業者がその責めに帰する事由により、居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけたことによる損害賠償に応じないとき。
- (5) 登録事業者が第5条の規定に著しく違反したとき。

(6) 法第23条による文書の提出等に関して、虚偽によるものであるとき。

(7) その他、市長が登録取り消しについて必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消す場合は、登録簿から抹消し、登録事業者に対し、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者取消決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（事前相談及び確認）

第8条 居宅要介護被保険者等又は登録事業者は、住宅改修着工前に、当該住宅改修について居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者あるいは市長（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に相談し、これを受けた居宅介護支援事業者等は、住宅改修の必要性について確認し、住宅改修が必要な理由書を作成し、居宅要介護被保険者等に交付しなければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の内容、介護保険支給額及び自己負担額等について、施工前及び施工後に居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等とともに確認を行わなければならない。

（調査）

第9条 市長は、住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該住宅改修の施工後の状況について、実地による調査をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査により、当初の目的と逸脱する住宅改修が行われたと認めるときは、登録事業者に対し、口頭又は文書により事情を確認し、必要に応じて是正措置をとるものとする。

（領収証等）

第10条 登録事業者は、第8条第2項の規定による確認を受け、住宅改修に係る施工が完了し、利用者負担額の支払を居宅要介護被保険者等から受けた場合は、当該居宅要介護被保険者等に領収証を交付するとともに、現に要した費用の工事費内訳書をあわせて交付しなければならない。このとき、住宅改修に係る費用の額とその他の額があるときは、その区分ごとの明細を記載しなければならない。

（住宅改修費の支給）

第11条 登録事業者が居宅要介護被保険者等に対する住宅改修を行おうとするときは、居宅要介護被保険者等からの支給の申請及び受領の委任に基づき、住宅改修費について、介護保険住宅改修費支給申請書（第6号様式）に介護保険法施行規則（平成11年厚生

省令第36号。以下「施行規則」という。)第75条第1項第1号から第4号及び第3項に掲げる書類を添付し、市長に対して申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その旨居宅要介護被保険者等に連絡をする。
- 3 登録事業者は、前項の規定による連絡を居宅要介護被保険者等が受けた後に、工事を着工することができる。
- 4 登録事業者は第1項の申請による住宅改修を行ったときは、住宅改修完了報告書(第6号様式の2)に施行規則第75条第1項第5号から第7号に掲げる書類を添付し、市長に対して申請するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、居宅要介護被保険者等から支払われるべき当該住宅改修に要した費用について、住宅改修費として当該居宅要介護被保険者等に対して支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要介護被保険者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。
- 7 市長は、第5項の規定により居宅要介護被保険者等に代わり、登録事業者に住宅改修費を支給するときは、介護保険住宅改修費支給(不支給)決定通知書(第7号様式)により当該登録事業者へ通知し、居宅要介護被保険者等に対しては、介護保険住宅改修費支給(不支給)決定のお知らせ(第8号様式)により、当該居宅要介護被保険者等に通知する。

(居宅要介護被保険者等の資格等の確認)

第12条 登録事業者は、住宅改修を行うにあたり居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証又は介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)により、被保険者の資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を、介護保険負担割合証により負担割合を確認しなければならない。

(申請・受領委任払いの制限)

第13条 法第66条第1項若しくは第2項の規定により支払方法の変更の記載がされている者、法第67条第1項若しくは第2項の規定により保険給付の全部又は一部の差し止めをされている者、法第68条第1項の規定により保険給付差止の記載がされている者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者につ

いては、登録事業者に対し、住宅改修費に係る申請・受領委任払いをすることができない。

(秘密保持義務)

第14条 登録事業者の役員及び従業者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及び家族等の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職務を退いた後においても、また同様とする。

(事前準備行為)

第15条 この要綱に係る事業者登録に関することは、施行日前においても行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

- 3 この要綱の施行の際現に事業者登録を受けている登録事業者の登録有効期間は、第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(第1号様式)

介護保険住宅改修費申請・受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第2条第1項の規定に基づき、裏面の承諾する内容を遵守することについて承諾し、併せて、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱事業者として登録することを申請します。

(承諾者兼登録申請者)

法人事業者所在地	〒		
同 名 称			
同肩書、代表者 氏 名 及 び 印	印	電話番号	()

(申請・受領委任払い取扱実施事業所)

事業所所在地	〒		
同 名 称		電話番号	()
同肩書、代表者 氏 名		FAX番号	()

住宅改修費の申請・受領委任払いを実施するにあたり、当事業者として次のとおり取り扱います。

(申請及び受領について)

1. 申請・受領とも事業者がおこなう。	(いずれか1つに○をして下さい。)
2. 申請は事業者、受領は事業所がおこなう。	(2又は3に○をした場合は、下記委任状が必要になります。)
3. 申請・受領とも事業所がおこなう。	
4. 申請は事業所、受領は事業者がおこなう。	

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

(委任者)

法人事業者所在地	〒		
同 名 称			
同肩書、代表者 氏 名 及 び 印	印		

船橋市から受ける受領委任払いによる居宅介護住宅改修費等については、上記(申請及び受領)に基づき、下記の者に委任致します。また、口座依頼欄に記載された受領指定口座について委任者として承諾します。

(受任者)

事業所所在地	〒		
同 名 称			
同肩書、代表者 氏 名			

(口座依頼欄)

金融機関名称		支店名称		
銀行 信用金庫 信用組合 農 協		本店 支店 出張所		
		支店番号		
預金種別	1.普通 2.当座 3.その他()		口座番号	
口座 名義人	フリガナ			
	名義人			

承 諾 す る 内 容

1. 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護者等」という。）から介護保険の住宅改修に係る保険給付についての申請及び受領の委任の申出があった場合は、居宅要介護者等からは保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受け、保険給付分については、委任に基づいて支給申請を行い受領することを承諾いたします。
2. 介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱事業者登録名簿への登録を希望します。
3. 住宅改修工事を施工するにあたり、次の事項を遵守いたします。
 - (1) 介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
 - (2) 住宅改修を行う居宅要介護者等が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該居宅要介護者等の心身及び住環境の状況等を十分に考慮し、適切な住宅改修を行うように努めること。
 - (3) 住宅改修を行うにあたり、船橋市、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。特に、要綱第8条に定める事前相談並びに工事施工前、施工後の居宅要介護者等及び居宅介護支援事業者との確認を必ず行うこと。
 - (4) 居宅要介護者等から、住宅改修を受領委任払いで行うことを求められた場合は、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証により被保険者の資格、要介護認定等の有無、有効期間及び要綱第13条の規定の適用を受けていないこと等、申請・受領委任払いが可能であるかどうかの確認を行うこと。
 - (5) 正当な理由なく、要綱に基づく申請・受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。
 - (6) 住宅改修を受領委任払いで行う場合、その施工に係る見積書を作成して居宅要介護者等に発行し了承を得ること。その際、見積書には当該住宅改修の内容、箇所及び規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己負担分の内訳の見込みを含む。）並びに施工事業者名、連絡先等を明記すること。また、居宅要介護者等が複数事業者から見積りを取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
 - (7) 住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合は、速やかに、その変更の内容等を居宅要介護者等に連絡し、変更後の見積書を居宅要介護者等に発行すること。
 - (8) 住宅改修に要する費用については、自己負担額の支払いを居宅要介護者等より受けるものとし、これを減額したり、超過して費用を徴収しないこと。また、工事が完了し自己負担額を受領後は、居宅要介護者等へ領収証及び工事費内訳書を発行すること。
 - (9) 住宅改修を申請・受領委任払いで受給する居宅要介護者等が、次の事項に該当する場合は、遅滞なくその旨を市に連絡すること。
 - (a) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (b) 正当な理由無く、当該住宅改修を行うにあたり、必要な手続き等に関し協力しないとき。
 - (10) 居宅要介護者等からの苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、当該居宅要介護者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うとともに、登録事業者において処理し得ない内容についても行政窓口関係機関との協力により適切な対応を行うこと。
 - (11) 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護者等に対してその損害を賠償すること。
 - (12) 登録事業者の役職員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た居宅要介護者等及び家族等の秘密を漏らしてはならないこと。
 - (13) 船橋市が実施する登録時説明会兼研修会、更新時説明会兼研修会及び住宅改修に関する研修会への参加をすること。
 - (14) 上記に掲げる事項以外の事項があったときは、直ちに、その内容を市長に連絡すること。

御中

船橋市長

介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者可否決定通知書

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

○ 決定内容

○ 登録番号

登録しない場合の理由 : _____

○ 承諾者兼登録申請者（事業者）

所在地 :

名称 :

代表者肩書・氏名 :

○ 申請・受領委任払い取扱実施事業所

所在地 :

名称 :

代表者肩書・氏名 :

○ 登録決定日 : 年 月 日

○ 取扱有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

振込指定口座	金融機関			
	預金種別		口座番号	
	口座名義人			

- ※ 上記内容をご確認の上、取扱有効期間内において居宅介護住宅改修費等の支給申請及び受領委任払いを実施することとなります。
- ※ 登録内容に変更が生じた場合は、変更届書をお出しください。

(第3号様式)

介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者に係る変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第6条第1項の規定に基づき、登録内容の変更を届出します。

変更年月日(予定日) 年 月 日

登録番号
担当者

(届出者)(変更後の内容でご記入下さい。)

法人事業者所在地 〒
同 名称
同肩書、代表者氏名及び印 (印) 電話番号 ()

(申請・受領委任払い取扱実施事業所)(変更後の内容でご記入下さい。)

事業所所在地 〒
同 名称 電話番号 ()
同肩書、代表者氏名 FAX番号 ()

○変更内容(次の該当する項目に○をして下さい。)

1. 事業者の所在地の変更
2. 事業者の名称の変更
3. 事業者の代表者に関する変更
4. 事業者又は事業所の電話番号の変更
5. 事業所所在地の変更
6. 事業所の名称の変更
7. 事業所の代表者に関する変更
8. 受領指定口座の変更
9. 申請及び受領事項の変更
10. その他()
(a) 申請・受領とも事業者が行う。 (c) 申請・受領とも事業所が行う。
(b) 申請は事業者、受領は事業所が行う。 (d) 申請は事業所、受領は事業者が行う。

委 任 状

船橋市長 あて
(委任者)

年 月 日

法人事業者所在地 〒
同 名称
同肩書、代表者氏名及び印 (印)

船橋市から受ける受領委任払いによる居宅介護住宅改修費等については、上記(申請及び受領事項)に基づき、下記の者に委任致します。また、口座依頼欄の受領指定口座についても委任者として承諾します。

(受任者)

事業所所在地 〒
同 名称
同肩書、代表者氏名

○変更後の指定振込口座の内容

金融機関名称 支店名称
銀行 信用金庫 信用組合 農協
支店番号
本店 支店 出張所
預金種別 1.普通 2.当座 3.その他() 口座番号
口座名義人 フリガナ 名義人

(第4号様式)

介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者(廃止・休止・再開)届出書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第6条第2項の規定に基づき、
住宅改修の施工の事業を(廃止・休止・再開)しますので届出致します。

登録番号	
担当者	

(届出者)

法人事業者所在地	〒		
同 名 称			
同肩書、代表者 氏 名 及 び 印	印	電話番号	()

(受領委任払い取扱実施事業所)

事業所所在地	〒		
同 名 称			
同肩書、代表者 氏 名		電話番号	()

○廃止・休止・再開の区分 (何れかに○をして下さい。)

1. 廃止 2. 休止 3. 再開

上記 1 の場合、以下に記入すること。

廃止の理由	
廃 止 日	

上記 2 の場合、以下に記入すること。

休止の理由	
休止の期間	

上記 3 の場合、以下に記入すること。

再開の理由	
再開開始日	

休止・廃止する場合の サービス利用者に対 する措置	-----

※この届を提出する際には、事前に介護保険課へ連絡をすること。

(第5号様式)

介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者取消決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定します。

(事業者)

法人事業者所在地	
同 名 称	
同肩書、代表者氏名	

(受領委任払い取扱登録事業所)

事業所所在地	
同 名 称	
同肩書、代表者氏名	

(決定事項)

--	--	--

(取り消し理由)

--

(取り消し決定日)

--

※取り消し決定にあたり、サービス利用者の不利益が生じないように直ちに竣工完了させ又は他の受領委任払い取扱事業者と連携をとり工事を引き継ぐ等所要の措置を講ずるよう努めること。

不服の申立

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い専用）

船橋市長あて

年 月 日

次のとおり、関係書類を添えて住宅改修費の支給を申請します。

なお、船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱第11条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、住宅改修費等の申請及び受領に関する権限は下記の施工業者に委任します。

被保険者番号						保険者番号	1	2	2	0	4	4	
フリガナ							生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生					
被保険者氏名 (委任者)													
被保険者住所	〒 -						負担割合	1割 2割 3割					
家屋の所有者	本人との関係 ()												
理由書作成日	年 月 日			着工予定日			年 月 日						
改修の内容及び箇所（該当するものに○）													
1.手すりの取付け 2.段差の解消 3.床又は通路面の材料の変更 4.引き戸等への扉の取替え 5.洋式便器等への便器の取替え 6.上記 () に係る付帯工事						1.玄関 2.廊下 3.居室 4.階段 5.トイレ			6.洗面所 7.浴室 8.玄関から道路 9.その他 ()				
A 工事費予定額	円					高齢者福祉課の住宅助成				有・無			
B 介護保険支給額 <small>※少数点以下切り捨て</small>	円												
C 自己負担額 (A-B)	円												

被保険者、居宅介護支援事業所、施工事業者は、上記申請内容について確認しました。 ※右欄にチェックをお願いします。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

受任者 (登録事業者(所))	名称 _____ (〒 -)	登録番号 _____
	所在地 _____	
	代表者氏名 _____	
	担当者 _____ (電話番号 - -)	

御中

船橋市長

印

介護保険住宅改修費支給（不支給）決定通知書

先に申請のあった介護保険住宅改修費の支給（受領委任払い）について、次のとおり決定したので通知します。

事業所番号	※登録事業者番号は下7桁です。
事業所名称	

審査月	審査結果		
不支給の場合 その理由			
決定件数	件	決定額	

振込日	年 月 日
-----	-------

（介護保険支給額を下記指定口座に振り込みます）

金融機関名	本支店名
預金種目	口座番号
口座名義人	

・不服の申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

船橋市長

印

介護保険住宅改修費支給（不支給）決定のお知らせ

あなたをご利用された住宅改修にかかった費用の一部を、介護保険から施工を請け負った登録事業者（施工事業者）へ支給することが決定しましたので、内容の確認のためお知らせいたします。

被保険者番号	
被保険者氏名	

受付年月日		決定年月日	
サービス提供年月		給付の種類	
施工事業者名称			
審査結果			
不支給の場合 その理由			

工事費総額	円	(今回の住宅改修にかかった費用の総額です。)
介護保険支給額	円	(施工事業者に介護保険から支給される金額です。)
本人支払額	円	(あなたが施工事業者に支払った金額です。)

※「本人支払額」などの金額についてご確認ください。
金額が違う場合や、その他不明な点については、下記までお問い合わせください。